

社会保障審議会年金部会作業班会合が11月25日に関かれ、公的年金の積立金を運用する「年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）」について、理事長1人が運用責任を負う仕組みから、複数の理事による合議制に改めることで一致した。

労使の代表や金融専門家などで構成される理事会を新設し、理事長任せだった GPIF の運用を監督させる狙いだ。

GPIF は 10 月、運用資産に占める国内外の株式の比率を高める改革を発表しており、高度な資産運用を可能にするための組織改革が求められている。

現在、GPIF の役員は理事長と理事 1 人、監事 2 人からなり、資産構成割合を変更するなどの重要方針は理事長が決めている。

理事会を置くには法律改正が必要で、政府は年金部会の上承が得られれば、来年の通常国会に関連法案を提出する方針だ。

一方、GPIF は 11 月 25 日、7～9 月にかけて、国内外の株価の上昇などで 3 兆 6,223 億円の収益（収益率 2.87%）を上げ、運用資産額が過去最大の 130 兆 8,846 億円となったと発表した。（2014/11/26 読売新聞から）